農業融資のこと、農業経営のことは、JAにご相談ください！

ビニールハウス　農業用トラック　トラクター　乾燥機　農地



©よりぞう

太陽光システム　農業用倉庫　農業融資の借換資金　運転資金　コンバイン

アグリマイティー資金

適用金利

年0.5%

おトク1 基準金利を軽減！

おトク2 利子補給！



ご返済の目安（試算）

お借入金額1,000万円あたりの支払利息（概算）

基準金利	適用金利
年2.675%	年0.5%
総支払利息 816,617円	総支払利息 150,497円

おトク！ 666,120円

※借入期間5年、元利均等、年1回返済の場合

期間 令和8年10月1日（木）▶▶▶令和8年12月30日（水）

適用金利のご説明

- 農業生産に直結するお借入が対象となります。
- 補給後の適用金利は期間内にお借入（融資実行）いただく場合に適用となります。
- 当初のお借入金額が100万円以上の場合／当初5年間：年0.5%、6年目以降：年1.5%
- 当初のお借入金額が100万円未満の場合／全期間：年1.5%
- 詳しくはJA窓口までお問い合わせください。
- 金利は令和8年10月1日現在

JAこうか　JAこうか　検索

JAバンク滋賀は、
滋賀の農業を
応援します！

アグリマイティー資金



お使いみち

■農作物の生産・加工・流通・販売に関する運転資金や設備資金
（他金融機関等の借入金にかかる借換え資金を含む）
■再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備
取得資金
■農業の成長・安定に向けた各種交付金までのつなぎ運転資金
（JA交付金等つなぎ資金）
■自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、
農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金
（災害緊急資金）

ご利用いただける方

■組合員の方（個人・法人・任意団体など）
■滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方
■当JAが定める条件を満たしている方
※年収確認書類等の要件で、就農3年未満の農業者の方は
ご利用いただけない場合があります。

ご融資金額

■個人は1億円以内
■法人・特定農業団体は3億円以内
※再生可能エネルギー対応資金は5,000万円以内
※JA交付金等つなぎ資金はJA口座に入金される交付金の金額の
範囲内
※災害緊急資金は1,000万円以内

ご融資期間

■長期資金：10年以内（対象事業に応じ最長20年）（据置3年以内）
■短期資金：1年以内 ※災害緊急資金は最長5年以内（据置2年以内）

ご融資金利

■固定金利型
（①当初借入金額100万円以上の場合：当初5年間 年0.5%、
6年目以降 年1.5%
②当初借入金額100万円未満の場合：全期間 年1.5%
③生産資材価格高騰等による一時的な経営悪化に対する災害緊急
資金の場合：全期間年0%）
■ご返済の滞りなどが発生した場合には、金利軽減・利子補給を中止
させていただくことがあります。

ご返済方法

■長期資金：元金均等方式または元利均等方式とし、毎月、年2回、
年1回返済方式および特定月増額返済方式の
いずれかとします。
■短期資金：期日一括返済または元金均等返済とします。

担保・保証

■滋賀県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
（災害緊急資金については、前取一括保証料の場合、
災害緊急特別対策保証料助成がご利用いただけます。）
■保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

手数料

■JA所定の手数料が必要となる場合があります。
JA窓口までお問い合わせください。

その他

■お借入の状況、条件等によっては利子補給・保証料助成の対象と
ならない場合があります。
■基準金利・利子補給後の適用金利は、金融情勢の変化により見直し
させていただくことがあります。
■お申込みいただいても、審査結果によってはお客様の
ご希望に添えない場合がございますので、
あらかじめご了承ください。
■詳しくは店頭の説明書をご覧いただくか、お近くのJA窓口まで
お気軽にお問い合わせください。
■当プランは、金融情勢の変化等により予告なく変更・中止・延長する
場合があります。
■つなぎ資金の対象となる交付金等については、JA窓口まで
お問い合わせください。
■令和8年10月1日現在

主な必要書類

□借入申込書（債務保証委託申込書）
□個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書
□本人確認書類
【個人】
運転免許証・住民票等
【法人・団体】
定款または規約・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
□年収確認書類
【農業を営む自営業者】
確定申告書3期分（付属明細含）・納税証明書等
【給与所得者】
源泉徴収票（印字）または所得証明書等
【法人・団体】
決算書3期分（付属明細含）・事業計画書等
□登記簿謄本又は登記事項証明書（農地等を購入する場合）
□見積書（写）・契約書（写）・カタログ等
□計画図面（写）・建築確認通知書（写）・固定資産評価証明書
（農業用倉庫を建築する場合）
□【法人・団体】借入にかかる議事録
□他金融期間の償還予定表（借換え資金の場合）
□罹災証明書（市町もしくはJA発行のもの）（災害緊急資金の場合）
□その他JAが必要とする書類等

お問い合わせ・お申込みはお近くのJA窓口へ

水口支所	TEL.0748-62-1209	甲賀支所	TEL.0748-88-4371	湖南支所	TEL.0748-72-1235
貴生川支所	TEL.0748-62-2021	甲南支所	TEL.0748-86-3071	石部支所	TEL.0748-77-2025
土山支所	TEL.0748-66-1151	信楽支所	TEL.0748-82-1165	金融部信用課	TEL.0748-62-0382

（店舗情報は、令和8年10月1日現在）